

芳賀支所公用車任意保険に係る公募見積合わせ

公募見積合わせ要領

令和4年3月15日

栃木県農業共済組合

栃木県農業共済組合（以下「共済組合」という。）の公募見積合わせ公告に基づく見積合わせについては、下記に定めるところによる。

記

1. 公募見積に付する事項

(1) 件名

「芳賀支所公用車任意保険」

(2) 公募見積の内容等

仕様書記載のとおり。

(3) 契約期間

令和4年4月9日から1年間 14台

原契約は同日午後4時に保険契約満了となりますので、これを補完できるものとしてください。

2. 見積資格

公用車の所在地に代理店又は支店を有する保険会社等

3. 見積に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

(3) 記載の担当部署までご連絡ください。

(2) 受付期間

令和4年3月15日（火）から令和4年3月25日（金）まで

(3) 担当部署

栃木県農業共済組合 本所

総務部総務課 電話番号：028-683-5531

4. 提出書類

(1) 提出書類

見積書（又は見積書に代わる保険料等明細書）1部 内容が分かるパンフレット1部

※様式は任意様式とする。ただし保険期間の任意保険料の総額（1年分）を記入すること。

※見積書作成に際し、車検証等が必要なときは、3の（3）にご連絡ください。

別途お渡しいたします。

5. 見積書提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和3年3月25日（金）

(2) 提出場所

上記期限内に 3の（3）の場所に提出ください。

6. 支払いの条件

保険契約の前日までに全額一括で納入する。

7. 見積の無効

競争見積に参加する者に必要な資格のない者による見積及び競争見積に参加する者に求められる義務に違反した見積は無効とする。

8. 契約先の決定方法

見積価格が最低価格かつ有効な見積を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、見積をした他の者のうち、最低の価格をもって見積した者を落札者とすることがある。また、同額見積の場合は、抽選とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。